

# 厚生常任委員会

平成21年12月8日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	飯高 昭二	
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住民生活部長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	福 祉 課 参 事	清水 修一
同 課 長 補 佐	中原 潤	国保医療課長	植村 俊彦
国保医療課参事	寺田 良信	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、吉野委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員には、小林委員、吉野委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1番目といたしまして、12月議会付議議案につきまして、（1）議案第41号、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第41号、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

本議案につきましては、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます。斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例(要旨)。安心して子育てできる町づくりを一層推進するため、現行小学校就学前までの医療及び小学生の入院に係る医療費の自己負担分（入院の食事、高額療養費相当分等を除く。以下同じ。）に対し行っている助成を、平成22年4月診療分から、中学生までの医療に係る医療

費の自己負担分まで拡大するため、題名及び所要の改正を行うものであります。具体的には、この条例の題名を「斑鳩町子ども医療費助成条例」と改めます。また、「子ども」の定義を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と位置付けるものでございます。なお、改正条例の施行日は平成22年4月1日でございます。

以上で、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくご審議いただきまして、原案どおり承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
何かございますでしょうか。 辻委員。

辻委員 この条例、少子化対策の一環として、保護者の軽減負担とか、早期治療で、いろんな軽減を図るうえでは賛成するものではありませんが、前回も言っておりますように、関係者への周知と、それと医療費の、3歳未満のちょっと変わるような手続きあると思いますけれど、そのへんの簡素化について、今後簡素化を要望するということで、よろしくお願いいたします。

委員長 要望でよろしいですか。他に、委員皆さんのほうではいかがですか、ございませんか。  
ひとつちょっと私、確認させていただきたいんですけども、今度新たに、斑鳩町が子育て支援として、こういう施策をしていただけるということは大いに評価できるという状況であると、施策であると思っておりますけれども。4月1日の診療分からということで、そして中学生まで拡大するということについては、今、辻委員がおっしゃったように、みなさんに周知する、いろいろ知っていただくということに力を入れていただかなければいけないんですが。ただですね、償還払いになるという問題が、たくさん的人数を対象として償還払いになるわけなんですけれども、償還払いというのは、時効って言うたらおかしいですけども、

診療を受けてから、どれくらい経つまでの間だったら、償還払いの事務としてはできるのか、遡ってね、忘れてたと、そしたら、これ人から聞いて手続きするわとかいうのは、どれくらいの期間であれば可能なのかっていうのを、対象が増えますので、ここで確認をさせていただきたいと思います。 植村国保医療課長。

国保医療 課長 この制度の請求にかかります時効は、5年でございます。

委員長

他に、委員みなさんのほうで、何かございますか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第41号、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第41号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(2)議案第43号、塵芥収集車(プレスローダー車)購入についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

栗本環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、12月議会付議議案の(2)議案第43号 塵芥収集車(プレスローダー車)購入について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読をさせていただきます。

( 議案書朗読 )

環境対策課長 本案につきましては、去る11月20日に開催されました当委員会でご説明申し上げているところでありますが、議案書2枚目の説明書に基づき、簡単にご説明させていただきます。

今回購入いたします塵芥収集車2台につきましては、現在使用している収集車の使用年数が13年を超え、老朽化が進んでいることから、塵芥収集車の計画的な更新を図り、収集業務の効率化、維持管理費用の縮小化を図るため、新たに購入するもので、予定価格が700万円を超えますことから、議会の議決を得ようとするものでございます。契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条に基づく指名競争入札により、去る11月16日に入札を執行いたしました結果、税込みで1,123万5千円の落札額で、落札者は奈良県天理市嘉幡町578番地の1、いすゞ自動車近畿株式会社奈良事業本部、事業本部長藤井敏廣でございます。なお、落札業者とは11月17日に仮契約し、本議会におきまして購入のご承認をいただきましたならば、本契約を締結したいと考えておりますので、何卒温かいご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、議案第43号 塵芥収集車(プレスローダー車)購入についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
飯高委員。

飯高委員 この議案につきましては、これでいいと思うんですけども。参考におたずねしたいんですけども。プレスローダー車、これに塵芥収集車について、他の種類というのはあるんですか。よく、他の自治体を見ますと、こういう塵芥収集車で車がまわっているんですけども。あるかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

環境対策課長 塵芥収集車につきましては、今回、購入いたしますプレスローダー車、いわゆる通称パッカー車と呼ばれるやつと、ロータリー車と呼ばれる2

種類の塵芥収集車がございます。まずパッカー車は、物を押し込むような形で収集する車輛で、ロータリー車は攪拌しながら収集する収集車でございます。一般的には、パッカー車は不燃ごみであるとか、当町でいいますとその他プラスチック類の収集に利用いたしまして、ロータリー車は主に可燃ごみの収集に利用する塵芥収集車でございます。

委員長 よろしいですか。他に。 辻委員。

辻委員 今、購入しようとする車種について、以前、天ぷらの廃油で使って、バイオディーゼル、BDFかな、この燃料が使用できるのかどうかお伺いします。

環境対策課長 平成17年10月以降、製造されておりますディーゼル車につきましては、排ガス基準に適用させるため、エンジンの改良であるとか、排気後の処理システムの装着をしております。このような車種にバイオディーゼル燃料、いわゆるBDFを使用した場合、電子制御に不具合が生じたり、あるいは排ガス性能に不具合が起こるということが指摘されておりますことから、当町でもそういった平成17年10月以降に製造された車輛にはBDFは使用をしていない状況であります。

辻委員 せっかくまあ、住民から協力によって、そういう廃油、天ぷら油をこういう製油をされている現状でね、今これから更新いろいろされたら、更新されますけれども、今後、ディーゼル車については使えないような感じでありますので、せっかくですので、こういうバイオディーゼル燃料ですか、その今後の利用というのか、使用をどのように考えておられるのか、よろしく願いいたします。

環境対策課長 今、辻委員がご指摘のように、すべての車輛がですね、そういったシステムが導入された車輛となった場合、ごみ収集車では、バイオディーゼル燃料は使用できないということになりまして、バイオディーゼル燃料

は、ごみの積み込み等で使用するバックホウなどの重機に使用が限定されることになりまして、今後のBDFの使用方法等について検討する必要があるというふうに考えております。このような問題は、全国的な問題であります。現在、神戸大学で、家庭用のストーブなどにバイオディーゼル燃料を利用する、灯油の代替燃料として使用できないかという実験がされているところでありまして、その実験結果に当町としても注目をしているところであります。また、当町では、現在、バイオマスタウン構想の構築を目指しているところですが、この構想は農業との関わりも深いことから、今後農機具などにバイオディーゼル燃料を活用できれば、より循環型社会の輪が広がりますので、そういった利活用の方法も検討しているところであります。また一方で、廃食用油の新たな活用ということも検討も必要で、廃食用油をローソクにリサイクルすることも可能であるというふうに聞いておりますので、そういったリサイクル、あるいはリサイクルローソクの活用方法といったことも、今後、検討をしていこうと考えているところであります。いずれにいたしましても、こういった技術は日進月歩でありますので、あらゆる情報を収集をいたしまして、廃食用油の資源化に努めていきたいと考えているところであります。

辻委員 いろいろ研究していただいておりますけれども、いろいろ事業として取り組んでおられる天ぷらの廃油の収集を今後も精力的に続けていただいて、その有効利用を図っていただきたいことを要望させていただきます。

委員長 他に、何かおたずねになりたいことなど、ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
それでは、議案第43号、塵芥収集車（プレスローダー車）購入についてお諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可

決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(3)議案第44号、資源物収集車(ダンプトラック車)購入についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、12月議会付議議案の(3)議案第44号 資源物収集車(ダンプトラック車)購入について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読をさせていただきます。

( 議案書朗読 )

環境対策課長 本案につきましても、去る11月20日に開催されました当委員会でご説明申し上げておりますが、議案書2枚目の説明書にもとづきまして、簡単にご説明させていただきます。

今回購入いたします資源物収集車2台につきましては、現在使用している収集車の使用年数が13年を超え、老朽化が進んでいることから、資源物収集車の計画的な更新を図り、収集業務の効率化、維持管理費用の縮小化を図るため、新たに購入するもので、予定価格が700万円を超えますことから、議会の議決を得ようとするものでございます。

契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条に基づく指名競争入札によります、去る11月16日に入札を執行いたしました結果、税込み770万7,000円の落札額で、落札者は、奈良県天理市嘉幡町578番地の1、いすゞ自動車近畿株式会社奈良事業本部、事業本部長藤井敏廣でございます。

なお、落札業者とは、11月17日に仮契約し、本議会におきまして購



入のご承認をいただきましたならば、本契約を締結したいと考えておりますので、何卒温かいご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、議案第44号 資源物収集車（ダンプトラック車）購入についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 ございませんか。それでは、ちょっと確認をさせていただきたい事項で、私ございますので、ちょっとお尋ねします。

ごみ収集車による事故などが、この間に何件が発生しておりまして、安全運転講習というのをやっている。法隆寺自動車教習所などにもご協力をいただいて、講習をやってきたという経過も報告も聞いておりますが。特に、ダンプトラックによる収集っていうのは、以前から申し上げておりますが、どうも1人で乗車して、収集に向かうというようなことが以前見受けられたと。そんななかで、より事故などにつながるのではないかというようなことを、私、申し上げた経過もございまして、その後できるだけ2人体制ということで臨んでいただいていると思うんですが、その体制の確認とですね、安全運転講習をされるときに、さきほども車種が出ておりましたが、ダンプトラック車を含めまして、パッカー車やロータリー車についても、あわせて車種によってどうなのか、ということについてもお尋ねをしたいなというふうに思います。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 まず収集の体制でございますけれども、以前、ご指摘を、1人体制で収集をしている情報をいただきましてから、指導を徹底いたしまして、現在につきましては、複数の収集員によりまして、収集を実施させていただいております。なお、各公共施設に設置しておりますペットボトルでありますとか、食品トレーの回収につきましては、体制によりまして、

ひとりで行く時がございませけれども、一般のステーション収集の際は、複数の収集体制で行くということで臨んでいるところであります。また、安全運転講習会ですけれども、西和警察署・交通課等のお話、あるいは、今年につきましては初めての試みで、法隆寺自動車学校の教官にお願いいたしまして、技術的な講習をいただきまして、その際、実際、パッカー車を利用いたしまして、死角になる部分の具体的な説明もいただいております。今後もこういった研修は定期的実施しようとして計画しております。パッカー車以外に、ロータリー車、あるいは今回購入いたしますダンプトラック車も用いながら、死角になる部分、あるいは、安全運転の徹底の講習をしていきたいと考えております。

委員長 事故を起こす車が、どの種類の車かということは、これまで見てましたら限定されていないような状況もございませるので、各車についての特徴、そして今言われたように、死角になる部分、そういう各車種についての注意点っていうのを、それぞれ運転なさる方に、より自覚を持っていただいて、運転をしていただくという形にもっていただきたいと思いますというふうをお願いをしておきます。

他に、これにつきまして、何かございませでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第44号、資源物収集車（ダンプトラック車）購入について、お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませせんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第44号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

それでは続きまして、（４）陳情第３号、携帯電話の電波基地に関する陳情書についてを議題といたします。この陳情書については、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

まず、陳情文書表を朗読させていただきます。

（ 陳情文書表朗読 ）

先の９月議会において、龍田三の一自治会から携帯電話電波基地に関する陳情書が提出されまして、陳情第２号として当委員会に付託され、継続審議をいただいておりますが、当委員会において、先進地であります兵庫県川西市の例などについて勉強会をされ、委員皆様のご意見としては、当該自治会が求めておられる条例の制定については非常に難しいというご意見でございました。しかしながら、住民の皆さんのお気持ちも理解できますし、また町議会として国への意見書あげていくことなど、できる限りのことはしたいということで、その旨、龍田三の一自治会長さんにお伝えいたしましたところ、８月に提出されました陳情書の取下げ書と、ただ今議題となっております陳情書が新たに提出されたものでございます。

陳情内容でございますが、その要望内容が、条例の制定を求めるものから、町に対して規制等の措置を講じること、また、国に対し全国的な実態調査等の実施、電波基地を設置する際の周辺住民への告知などを国に要請することを要望される内容に変更をされております。

委員長

ただ今、事務局長のほうから説明がありましたが、龍田三の一の自治会役員の皆様にも、私たち厚生常任委員会委員の、この問題に関して、できるだけことはしていきたいという思いをお汲み取りいただきまして、この陳情書を改めて提出をしていただきました。

先の陳情書につきましては、条例の制定ということでございましたので、今後も当委員会としては検討していきたいけれども、なかなかすぐ

にこの問題、条例化ということについては解決しにくい問題であるということから、本当にありがたいことではございますが、三の一自治会の皆様に、こちらの思いも申し上げ、こういう形で取下げをしていただき、新たに陳情書を提出をしていただいたということについては本当に感謝をしたいと思っております。

で、この陳情書の経過につきましても、当委員会の委員みなさまには勉強会もしていただき、よくご承知はいただいている内容であるとは思いますが、改めまして、この陳情書につきまして、委員みなさんのご意見をお聞きしていきたいと思っております。 飯高委員。

飯高委員 これまでの経緯については、今、局長、また委員長が言われたとおりということなんですけれども。条例制定云々については、国の動向とかいう形のなかで、勉強をしながら、また調査研究をしながら、そういう方向に向かっていきたいなと思うんですけれども、難しいという現下の状況がございますので。この要請に応えるべく、議会としても、国に、また業者に、こういった要請文を提出していくことが大事であるかなと思います。それと、あと残るのは、直下の今の現況についての問題というのは残るんですけれども、これはその状況を見ていながら、好転していけばいいんですけれども、なかなか難しいという現状がございますので、それはそれでまた住民の方にお聞かせ願いながら、いい方法があれば、そういう方向でとっていきたいなと思うんですけれども。この陳情書に対しての要請は、これでいいと思っております。

委員長 他に、委員みなさんのほうで何かご意見ございますか。 辻委員。

辻委員 前回、さきほど委員長が言われたように、条例化ということは委員会でも難しいということなんです。今回これ見させてもらいますと、町に対しては、携帯電話の電波基地の設置等に関する規制等の措置ということで書いております。国に対しては、健康被害の実態調査、疫学の研究とかの実施とか、付近住民への告知義務を要望されています。それと、また

これを見ますと、健康被害を見ますと、高齢者がほとんどということもありますし、それと12人、前回10人となっておりますけれど、今回12人出されています。この中で半数以上の方が、7名が耳鳴りの被害を言われています。そういうことから、電磁波の強度の規制強化と健康被害の実態調査を、我々としては、国に対して強く要望していくべきではないかと。また、町に対しては、いろいろこう要望もされておりますけれども、これも、川西市の例を見ながら、町と議会と協議しながら、今後の対応を進めていかなければならないというふうを感じさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 他に委員のみなさん、ご意見ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、今おふた方の委員よりご意見ございましたが、国に対しまして意見書を提出していただくというご意見でございましたので、意見書とりまとめのため、暫時休憩させていただきます。

( 午前9時34分 休憩 )

( 午前9時39分 再開 )

委員長 それでは、再開します。お手元にお配りをしております意見書について、当委員会として委員会発議をさせていただくことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。それでは、お手元の「携帯電話基地局の電磁波対策を求める意見書」につきましては、厚生常任委員会として委員会発議をさせていただきます。

ただ今、委員みなさんにご承認をいただきました意見書につきましては、陳情書の2番目の要望項目に関するものでございます。1番目の要望事項であります、町に対しての規制等の措置を求める要望について、当委員会として採択をしていきたいと思いますが、これについてもご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については、採択すべきものと決しました。どうもありがとうございます。

それでは次に、2. 継続審査について議題とさせていただきます。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査案件(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、前回の委員会以後の状況につきまして、ご報告させていただきます。

まず、ごみ減量化・資源化対策でございます。当町では、前回の委員会でも少し触れさせていただきましたが、家庭での生ごみ減量化を推進するため、平成4年度より生ごみ処理容器、いわゆるコンポストに対して、平成8年度よりEM処理容器、平成11年度より電気式生ごみ処理機の購入者に対しまして、購入費の一部を生ごみ減量化奨励金として交付し、その取り組みを推奨しているところでございます。

このうち、有用微生物、いわゆるEMを活用いたしました生ごみ減量化につきましては、容器も安く、場所もとらないため、比較的取り組みやすいのありますけれども、方法等を誤りますと、臭気がしたり、堆肥にならずに腐ったりする問題がありまして、途中で挫折をされる方も少なくありません。そういったことから、失敗しない方法や正しい有用微生物

の活用方法などを学んでいただく「生ごみ堆肥化講習会」を平成11年度より毎年開催しているところでありまして、今年度につきましても11月28日土曜日、30日月曜日の2回、開催したところでございます。11月28日につきましては、これから有用微生物を活用した生ごみ堆肥化をお考えの方、いわゆる初心者を対象といたしまして開催し、20名の募集に対し、参加者21名で実施したところであります。また11月30日につきましては、すでにEMを使つての減量化に取り組んでおられる方、いわゆる経験者を対象に、EM活用の応用や本格的な土づくりの技術を学んでいただき、こちらの方は、20名の募集に対しまして、19名の参加を得たところでございます。なお、講座当日のアンケート調査の結果、特にこれから取り組んでみようとお考えの初心者の方は、ほとんどの方が取り組んでみたいとお答えいただいております。大半の方がその日にEM処理容器を購入され帰られたことなどから、住民の方が行動を起こす契機としては、このような講座の役割も重要であるというふうに考えているところでございます。

次に、ごみの適正処理でございます。当町では、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例によりまして、消火器、バッテリー、タイヤ、瓦礫などにつきましては、施設の処理能力の面から処理困難物と定めまして、普段のごみ収集、ごみ処理では取扱いをしないで、販売店などに下取りにだしていただきというルールにしております。

しかしながら、ごみ処理有料化導入に伴いまして、町内の不法投棄の実態を調査いたしました際にバッテリーやタイヤといった処理困難物の不法投棄も多かったことから、町では、平成12年度より年2回、販売業者の協力を得ながら、役場駐車場での特別回収を実施しております。今年度、2回目の回収を去る12月6日日曜日に実施をしたところであります。その結果、消火器125本、バッテリー16個、タイヤ28本、瓦礫1,000kgをお引き取りしたところで、住民の方の間では、年2回の処理困難物回収も定着してきたものと考えているところであります。

以上、簡単ではございますが、前回の委員会以後の町の取り組み状況の

報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見等があればお受けいたします。  
飯高委員。

飯高委員 今報告をしていただきまして、アンケート調査でこれから取り組んでいきたいという旨のご報告なんですけども、コンポスト、EM処理容器なんですけども、これ以前より購入されている推移ですね、どのような形になっているかちょっと教えてください。今わかれば。

環境対策課長 3種類の助成の対象品目別に、これまでの状況について、助成状況を説明させていただきます。まず、平成4年度から推奨しております生ごみ処理容器、いわゆるコンポストであります。平成20年度までの総数で1,024台、298万2,456円を交付しております。平成21年度につきましては11月末現在で26台、68,600円を交付しているところであります。次に平成8年度から推奨しておりますEM処理容器につきましては、20年度末現在で580台、79万7,129円を交付し、平成21年度では11月末までに20台、23,100円を交付したところでございます。次に平成11年度から推奨しております生ごみ処理機につきましては、平成20年度末で447台、864万4千円を交付し、平成21年度では11月末現在で19台、37万4,500円を交付しているところであります。平成21年11月末現在の3種類の総数では2,118台、金額で1,288万9,785円の奨励金となりまして町全体の19.4%の世帯の方がこの制度を利用されたことになっております。

飯高委員 今報告していただきまして、だいたい年々推移は右肩上がりですずっとやっているのか、それとも横這いなのかということなんですけども。その中でね、ごみ処理に対する意識がね、どういうふうに変化しているのかなということでお聞きしているんですけども、今後こういった



形の中でまた推進を、その内容も含めてね、周知をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

環境対策課長　　まず奨励金の推移でございますけれども、例えば生ごみ処理機で申しますと平成19年度は24台、平成20年度が33台、そして現在が11月末現在で19台、ほぼ同じ程度の推移で、特別上がったり下がったりということはございません。また、これの周知方法ですけれども、年2回町広報紙でこの奨励金の制度の紹介と、あと特に電気式の生ごみ処理機につきましては、近隣市町村の量販店も含めましてポスターを貼っていただいて、斑鳩町ではこういった助成制度があるので活用してくださいといったことを店内にもお願ひしてPRをしております。また今年度につきましては、6月号広報で特集を組ませていただきまして、生ごみ処理機の奨励金を活用された方の追跡調査をして、その後どのように活用されているのかといったことも掲載をさせていただきます。

委員長　　他になにかございますか。この継続審査につきましてはごみ処理の関係、環境保全、いろいろ多岐にわたっております。当委員会の所管でございますので、なんでも結構です。委員の皆さんの方で何かございませうでしょうか。

( な し )

委員長　　私ひとつ、ちょっと聞きたいんですけども。蛍光管ですね、斑鳩町では有害物質として収集していただいているんですけども。こないだちょっと新聞読んでましたら、蛍光管についてはまだまだ自治体によってその収集の仕方にばらつきがあると。若干発光するあれに水銀なんかも使われているので、斑鳩町では有害物質として扱っていただいて収集していただいているとは思ひうんですけどもね。それで全国での平均が、これのリサイクル率が25から30%ぐらいの間かなというようなことが書かれていたんですけども。斑鳩町は有害物質で集めていただいた蛍

光管なんかについて、有害物質で集めてるの何種類かあるんですけどもね。蛍光管なんかについては処理がどうなっているのか、そしてまたリサイクル率に貢献、ちゃんとできているのかというようなところについて、ちょっと私もそういう記事を読んでて思ったものですから、この際お尋ねをしておきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

環境対策課長　　まず、有害、危険なごみの収集でございますけれども、平成20年度で年4回の収集で10.53t収集しております。そのうち蛍光管が3.77tで、これについては業者委託によりましてリサイクル処理をしているところでございます。

委員長　　それは3.7tを業者、それ専門の業者にお渡ししていただいて、リサイクルに回していただいていると。リサイクルできる部分やらできない部分やら、今言いました水銀の問題もあればガラスの問題もいろいろあるとは思いますが、おおむねリサイクル処理を委託している業者がきちっとやっけていただいているという追跡っていうんですか、担当課としてはその辺も、追跡のほうもしていただけているのかどうか、いかがでしょうか。

環境対策課長　　収集されました有害危険なごみにつきましては、当町のほうで蛍光管、乾電池、そしてスプレー缶等々に分別をして蛍光管につきましてはその専門の業者に引渡しをしております。ただ処理をされている場所が北海道まで移送されているもので、現地を直接見るということではできませんけれども、ほとんど全国的にもその業者さんを他の自治体も使用されますので、水銀、あるいはガラスまですべてリサイクルをされているというふうに認識しております。

委員長　　わかりました。乾電池もたしか北海道でしたね。遠いところまで運んでいただいて処理をしていただいているようですが、リサイクルをしているということについては、それでは今後も住民の皆さんにご協力をい

ただいて、きちっとリサイクルをしていただき、またよろしく願います。そしてまた年末になりますと、これがまたたくさん出てまいりますけれども、またご苦勞をおかけしますがよろしく願っておきます。

他に委員さんのほうでなにかお尋ねになりたいことはございますでしょうか。

( な し )

委員長 他にご意見もないようですので、以上で、継続審査については終わらせていただきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 新型インフルエンザにつきまして、理事者の報告を求めます。

西梶健康対策課長。

健康対策 健康対策 課長 それでは、新型インフルエンザにつきまして、11月の厚生常任委員会以後の状況についてご報告させていただきます。

新型インフルエンザワクチン接種費用の助成につきまして、前回の委員会でご説明させていただきましたが、この件につきまして、11月25日の午後に記者発表をさせていただき、翌日の朝刊各紙で斑鳩町の取り組みについて報道されたところであります。

また、1歳から小学校3年生までのワクチン接種の前倒しについて、同日午後に保育園・幼稚園・小学校に案内を福祉課と教育委員会を通じまして配布をさせていただき、11月27日に申込みを受け付けさせていただき、約900人の申込みがありました。

また、お手元に配布させていただいておりますチラシでございますが、翌日の26日から「1歳から小学校3年生までの方の新型インフルエンザワクチン集団接種のお知らせ」と「ワクチン接種費用の助成について」のチラシを各戸配布いたしました。

就園前のお子さんや私立の幼稚園等に通っているお子さんにつきましては、このチラシにより、周知を図り、11月28日から12月1日ま

で電話により受付をさせていただき、約400人の申込みがあったところであります。資料1をご覧ください。12月1日現在の新型インフルエンザ集団接種予定表であります。

ワクチン接種は、町医師会の先生方には、土曜日、日曜日も返上していただき、12月4日から本日8日まで生き生きプラザ斑鳩の保健センターで実施することとしております。12月4日は、3園で対象者が290人、申し込み人数が237人となっております。対象人数で未就園児・その他は表記をしておりますが、12月4日・5日・6日・8日では対象者をこの表では表示はしておりませんが、12月7日のところでまとめて、全体の対象者として952人をさせていただいております。12月5日は主に保育園、そして6日は小学校、7日・8日は未就園児・その他となっております。また、ワクチンのロスを出せるだけ少なくするために、未就園児・その他を各接種日に入れており、調整をさせていただいたところであります。未就園児・その他の方は、合計で508の方が申し込みをされております。

今回の対象者は、2,243人で、申込みは、1,314人となっております。約58%でございます。ただし、今回の集団接種は、すでに新型インフルエンザに罹患した人たちは対象外としておりますので、こういった方々を除けば約7～8割の方が申し込まれたのではないかとこのように考えているところでございます。この予定通りワクチン接種を実施しておりまして、接種済者は、12月7日までに1,097の方がワクチン接種をされました。本日で第1回目のワクチン接種が終わる予定であります。

今回のワクチン接種の対象者は、2回接種となっておりますので、2回目の接種日程につきましては、今のところ1月の上旬、5日頃から9日の間で予定をしております。申し込みにつきましては、保育園・幼稚園・小学校は、各学校等を通じまして、未就園児のお子さん等につきましては、12月21日と22日で電話で受け付けをさせていただくこととしております。この案内につきましては接種時に次回の予診票と一緒にお渡しをさせていただいております。

なお、今回集団接種を受けることができなかったお子さんにつきましては、12月18日から受託医療機関で接種が始まりますので、直接医療機関に予約をしていただき、接種していただくこととなります。

また、今後の接種スケジュールでございますが、小学校高学年及び1歳未満児の保護者の方は1月上旬、中学生・高校生・65歳以上の高齢者の方は、1月中旬頃となっておりますが、現時点では詳細なスケジュールはまだ決まっていないところでございます。中学生・高校生の接種回数につきましても、12月下旬に出る臨床試験の結果を踏まえまして、1回接種か2回接種か最終的に判断されることになっております。

新型インフルエンザの国・県の情報につきましては、日々刻々と変わってきておりますので、今後、感染拡大予防や接種スケジュール等につきましても情報が入り次第、広報やホームページ等で周知してまいりたいと考えております。新型インフルエンザ情報といたしまして、ワクチン接種費用の助成について、チラシを各戸配布させていただいたところではありますが、12月のお知らせ版に再度掲載をいたしまして、周知を図りたいと考えております。

今回のワクチン接種は、保護者同伴ということで、比較的若い年齢層の方にも生き生きプラザ斑鳩に来館していただきまして、生き生きプラザ斑鳩の良い啓発になったのではないかとこのように思っております。

以上で新型インフルエンザワクチン接種についての報告を終わらせていただきます。

委員長

この取り組みにつきましては、4日から、県のほうからワクチンが入る最短の日にちで、斑鳩町が県下でトップに取り組んだと。土日を返上して医療関係者、そして担当の職員、そしてまた住民生活部の職員皆さん、また教育委員会の職員の皆さん、いろいろ努力をしていただいて、これを実施することができたということについては非常に高く評価をさせていただきます。本当にご苦労様でございました。あと今日までございますので、またよろしく申し上げます。そしてまた2回目の接種についてもよろしく願いいたします。この取り組みなどを含めましてです

ね、新型インフルエンザにつきまして、お尋ねになりたいことなどがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
それでは、理事者の方から他に何か報告しておく事項がございましたら受け付けますが、ありますか。 清水福祉課参事。

福祉課参事 1点報告がございます。生活保護の母子加算の復活の報告でございます。子どもの貧困解消を図るため、今般、生活保護法による保護の基準の一部改正が行われ、今月の12月1日から適用をされることになりました。復活された加算額につきましては、母子加算の縮減、廃止を行う以前の平成16年度における加算額と同額となっております。児童1人家庭で、20,020円、児童が2人の場合に加える額が1,610円、児童が3人以上1人を増すごとに加える額が800円となります。

なお、母子加算廃止の代替措置として、平成19年度に創設された「ひとり親世帯就労促進費」は廃止となっております。

以上、生活保護の母子加算の復活についての報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、質疑、意見があったらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

( な し )

委員長 すいません。この母子加算の復活については私たちも大変望んでいたことですし、いいことだなというふうに思うんですが、ただ斑鳩町では生活保護世帯っていうのは、今どんだけあって、そしてこの母子加算の復活の恩恵を受けられる世帯がどれだけあるのかというのについては、

お尋ねをしておきたいと思います。

福祉課参事　　まず、今現在、生活保護世帯の人数でございますが、101世帯で世帯員数は156名おられます。そしてその母子加算の恩恵を受ける、母子加算で今度適用になった世帯は11世帯の23人でございます。

委員長　　生活保護の受給家庭も以前私がいろいろお尋ねしているところからするとだいぶ増えてきまして、100世帯を超えるような形になってきたという状況も今お答えいただきましたけれども。

他になにかお尋ねに、この際ですので、お尋ねになっておきたいということがあればお受けいたしますが、いかがでしょうか。　吉野委員。

吉野委員　　今、生活保護世帯の数を言っていたわけなんですけども、生活保護受けていて、保護世帯じゃなくなったというところもおそらく何軒かあると思うんですけれども、そういう推移はどうなんですか。増える一方だけでしょうか。

福祉課参事　　まず今年度で申しますと、4月時点では92世帯で、今101世帯、9世帯増えております。その中で廃止とかいうのはございませんが、転出しての数は減っております。転入、そして新規の保護世帯というような推移でございます。

委員長　　高齢者の方で受けておられるっていう方については、なかなかそこから受給対象者となられたら、なかなかね、変更っていうのはないのかなというふうには思いますが。若い方であればまたね、働くことができればそういうふうに変更になっていくかとは思いますが、意外にも今、答えがありました。転出とか転入もあるんですね。これらの状況も私もあまりよくわからなかったんですが、意外と転入、転出で受給世帯がかわっているというような状況もあるようです。他に何かございますか。

( な し )

委員長

ないようですので、以上で各課報告事項については終わらせていただきます。

続きまして、4. その他について、各委員から何か質疑やご意見などがございましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。

小林委員。

小林委員

今回、幼児2人同乗用ですか、自転車の購入に関する要綱が出てきたので、この機会に要望させていただきたいんですけども、幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車に限り幼児2人の同乗を認めることが社会的ニーズ、子育ての実情を支援するための要綱ですので、特段異論はないんですけども。3人乗りの状態での幼児の交通事故、死傷者数っていうのは平成19年までのデータしか手に入らなかったんですけども、減少傾向にあるという、その中でその数は少なくないので、減っていても、こういうふうに関補助金を、助成金を出させていたくんですけども。そうすると今後増えるのが高齢者による事故だと思っているんですよ。3人乗り自転車による事故も、高齢者が1人で乗っていて起きる事故も、原因っていうのは似てるというか、ほとんど同じなんですよね。そういう中でやはり斑鳩町としての地域性というか特異性になると、やっぱり田畑があって収穫なり、いろんな農具を持っていかれる方の荷物がいろいろあるとか、公民館活動で大きな荷物を持っていかれる、重たい教室道具を持って行かれるとか、生涯学習の活発な地域でもございますし、また高齢者世帯も増えます。独居老人が増え、高齢者自らが買い物に行かれる機会も増えていく中で、また免許証の返納もされて自転車に乗られる機会が増えるのかなというのも思っていますし、または片足が麻痺していて片足が動かない、または片足が上がらない方でも乗れるような自転車も、もう今はありますし。脚力の弱っていく、あるいは弱っていく人のために高齢者向けの変速器っていうのも、もうすでにありますんでね。やはり高齢者や障害者の自立、社会参加を



支援するような助成を今後考える時期がいずれくるのかなというふうに私は思っているんですね。そしてそのタイミングを見極めるデータっていうのはおそらく役場のほうを持っているので、適当な時期に導入していただけるように、今回要望させていただきます。要望で結構です。

委員長 答弁はよろしいですか。

小林委員 まだ、早いと思うんですけども。

委員長 これについては、答弁のほうしておいていただけますでしょうか。  
西本住民生活部長。

住民生活 今後、高齢者が増えていくっていうのは、われわれも推測しております。こういったことにつきましては、また自転車等の調査、研究をさせていただきたいということで、今現在は思っております。

委員長 他に、なにかその他について委員のほうからお尋ねになりたいことなど、ございますでしょうか。 辻委員。

辻委員 これは、社会福祉協議会が主に委託されている事業でありますリフト付きバスの運行ですけども、利用回数とか走行距離の推移というのは、去年と今年ぐらいで結構ですんで、どうなっているか。回数と距離ぐらい。

福祉課長 回数と距離のご質問ですけども、平成18年度で回数が199回、距離が14,618km、19年度で199回の16,715km、それから20年度ですけども188回の15,949kmです。以上です。

辻委員 ありがとうございます。リフト付きバスの運行については、高齢者や障害をお持ちの方の外出支援に非常に喜ばれております。昨年ですか、同僚議員のほうから、前の車かなり古かったということで更新もしてい

ただいております。また今年ぐらいから受益者負担といたしますか、その辺の関係で、燃料費も利用者が負担されているということも聞かせていただいております。規定を見ますと300キロ範囲内ということで、午前8時30分から午後5時30分までの運行ということで、それと若干の余裕も見ていただいております。特に最近、高齢者の流行といたしますか、体力づくりといたしますか、健康づくりで、遠征しての、例えばパークゴルフとか、個人じゃなしに団体で、グループでする軽スポーツが流行となってきております。このことから外出、出発時間をもう少し配慮してもらえないかということの要望も聞かせていただいております。まあいろいろ季節的な時期もあるし、今後人件費の関係もでてきますけれども、できたら7時ぐらいという要望も言われてますので、この辺を、予算的な関係もありますし、人間的な関係もありますけれども、できたらまた社協の会長を町長もされてますし、その辺の柔軟な体制っていいですか、社会福祉協議会といたしますと、まあかたくなにやなしに、やっぱりこれからの高齢化社会施策の中で、柔軟に対応するというひとつの関係もありますので、その辺を今後、理事会と、町の協議もありますけれども、また社協の理事会、評議員会に相談もしていただきまして、また柔軟な対応をお願いします。これは要望だけでさせていただいております。

あと、これはもうちょっと改善をお願いしたいんですけども、憩の家の申し込みが1ヶ月前ということになっております。このリフト付きバスの受付が2ヶ月前ということで、リフト付きバスを予約してんけど、憩の家が取れないという状態も聞かされてますので、できましたらこういう、リフト付きバスを利用しながら憩の家へ行かれる方がかなり多うございますので、その辺を簡素化いたしますか、できたら、そういう2ヶ月前、今まで1ヶ月前から2ヶ月前にするっていったらいろいろ調整もかなり難しいと思いますけれども、その辺もやっぱり今後改善していただくように、いろいろ意向も聞かれますと思いますので、今後どうふうにされるのか、その辺の対応よろしく答弁をお願いいたします。

福祉課長 委員おっしゃっておりますように、利用者の立場から見れば憩の家が

1ヶ月前で、リフト付きマイクロバスが2ヶ月前いうようになっておりますので、同じような期間にするのが一番利用者にとってはいいというのはこちらも考えますので、実施できるように検討させていただきたいと思います、以上です。

委員長 他に、委員のほうでその他について何かお尋ねになりたいことなどはございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 意見ではないんですけども、インフルエンザ接種が生き生きプラザ、エントランスもいっぱいになって、盛況っていったらあれなんですけども。町長さんも行かれていたそうなんですけども、なにかインフルエンザ、この状況に関して、なにかあったらひとこと、感想なり。

町長 インフルエンザの関係等について、それはやっぱり喜ばれたのは集団接種で、私は一番基本になるのは町内の医師会の先生方が日曜、土曜日も自分らでスケジュールを組んでいただいて、やってやろうというやっぱり一つのことが成功だったと思う。そして合わせて、そこへ皆さん来られて、こんないい施設がここにあるということで、騒いでも何してもそんなに影響しない、そして順序だてて順番に並んでいける、これだけ親切、丁寧にしていただいた、この町職員の方々に対する感謝っていうのは非常に多かったと思います。やはりそういうことによってやはり皆が健診をさせていただく、それと合わせて一番喜んでもらったのは、無料でやっていただける、これが一番なによりだということです。ただ1番上の子が小学校5年とか6年とか、そういう子はできないのかという話もありましたけども、やっぱりエントランス、ああいうところはですね、非常にのびのびとできますし、片一方のブロックをAとしたら向こうBで問診もできますから、わりと広いですから、非常に皆さん方が喜んでおられて、喫茶部門のところも押しかけてですね、やっぱりそこで雑談される。なかなかよかったなと私は思ってますし。そういうところを大いに利用できる、なにかことが起こった時に、そこで皆さんが収容

できるっていう一つの拠点ができたなど。これからやっぱり住民の方々も、あそこに来られた方々は、やはりこういう生き生きプラザがあるんなら、やっぱりそういうことによってこれからもまた大いに利用いただくと、われわれはやっぱり使っていただくことが一番なによりでございますし、そういう点についてもありがたかったなど。これからもこういう接種の関係等につきましては起こらない方がいいですけども、やっぱりやるとしたらできるだけ集団接種をしながら、それもやっぱり議会の皆様の温かい協力があったからこそ私はできたと思います。無事に12月4日にできたというのは、やっぱり議会の、議長をはじめ担当の職員がちゃんと根回しをさせていただいて、うまくできたっていうのは本当の皆様方のご厚意だったと思っております。

委員長

吉野委員、申し訳ありません。先ほど各課報告事項の中で、新型インフルエンザについての取り組みございましたので、できるだけ、今町長が手を挙げていただきましたので発言許可いたしましたけれども、その時、その時、ちょっと時間差でやっていただく傾向がありますので、その時、その時の議題の時にお問い合わせしたいと思います。

他に、その他についてございませんか。

( な し )

委員長

では、すいません。私ちょっと2点お尋ねしたいんですが。1点目につきまして、国保なんですけれどもね、資格証の発行はしてけれども、短期被保険者証の発行を当町ではやっておりますし、そしてその短期被保険者証出すのに窓口に来ていただいて、納付相談を受けて発行している状況があると思うんです。ただね、自治体によって留め置きになっている数っていうのは、それぞれ、いろいろ、まちまちだとは思いますが、斑鳩町の場合ですね、その短期被保険者証が留め置きになっているのはその程度あるのか、そしてその留め置きの中に子どもさんのいらっしゃる世帯があるのかどうか。ここのところはちょっと問題としてはき

ちっと捉えとかんとあかん問題やと私は思っておりますのでね、それについて担当の方の把握状況を教えていただきたいと思います。

寺田国保医療課参事。

国保医療  
課参事

町では1年以上滞納した場合の、今言われました資格証明書は交付しておりません。ただ1年以上滞納している滞納者などには、この3月に郵便で保険証を取りに来るように案内文を送付しております。その世帯数は132世帯であります。そして役場に来られた滞納者には、その方の実情等を勘案いたしまして、有効期間を短縮いたしました国民健康保険証を発行しております。11月末現在で短期被保険者証の交付件数は3ヶ月の短期被保険者証で7世帯、そして6ヶ月の短期被保険者証が27世帯となっております。そしてその中で18歳未満の児童のいる世帯は、3ヶ月の短期被保険者交付世帯にはおられません。ただ6ヶ月の短期被保険者交付世帯で14世帯で18歳未満の児童が31人おられます。ただ、3月以降再度文書で保険証をまだ役場の窓口に取りに来られていない方にも案内をしておりまして、この11月末現在で未だ保険証を受け取りに来られていない世帯が62世帯ございます。しかし、その中には18歳未満の児童がおられる世帯はございません。以上です。

委員長

わかりました。でも留め置き件数っていうのは62世帯やっぴりあるんだなという、どの程度あるのかなと思っていたんですが、それと6ヶ月の短期被保険者証のほうには18歳未満の方が31人含まれているということについて、次世代育成支援の行動計画などの中でも、子どもの貧困についてもきちっと位置づけて、計画策定をしていっていただきたいというようなことも以前に申し上げていたこともございますが、この問題についても常に気をつけていただきまして、子どものいらっしゃる世帯については特にご配慮の方をしていっていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

それともう1点なんですが、私、一般質問で所得税のほうの関係、子ども手当と所得税の関係をさせていただきました後ですね、政府税調の

方の取りまとめの方向がでてきてるんですが、政府税調では住民税に関しても同じような取り扱いにしていく方向を政府税調のほうでは取りまとめをしているという状況なんかも生まれてきました。その年につきましてはね、ちょっと時間差があったりするのかもわかりませんが、所得税2011年、住民税は2012年とかいう形になっていくのかもわかりませんが、でもそういう方向性が出てきた時に私、申し上げましたように、ここの所管には所得税に係わる、住民税に係わる、これが非課税か課税かで係わる問題とかね、課税額によって係わるというような施策とか事業、とても私どもの所管には多いと思いますので、今後の動向を見据えていただきまして、特に町が単独で行っているものは基準がでてきませんのでね、国との連携の中のものも項目としてあがってくるのかもわかりませんが、町単独でやっているものなんかについては、特に町が責任を持ってやっぱりそこは検討していただかないといけないと思いますので、これについては是非とも、あとの動向を見ながら町としても研究をし、そして利用者の皆さんの視点に立っていろいろな必要な改正をしていっていただきたい、そして町長におかれましては地方の意見として国へどんどん斑鳩町の町民さんを守る立場で頑張っているいろんな場所で力を発揮していっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

他に、委員皆さんのほうで何かございませんでしょうか。

( な し )

委員長

ないようですので、その他についても終らせていただきます。

それでは、継続審査案件について、お諮りをさせていただきます。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

それでは、これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますがご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けいたします。

( 町長挨拶 )

委員長 それでは、これをもちまして厚生常任委員会を閉会いたします。皆様どうもお疲れさまでございました。

( 午前10時31分 閉会 )